

令和4年（ワ）第45号 損害賠償請求事件

原 告 横山伸一郎 外98名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（7）

（弁済の抗弁について）

令和6年1月9日

福島地方裁判所いわき支部合3係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

被告訴訟復代理人 弁護士

同

同

同

田 中 清

金 山 伸 宏

中 嶋 乃 扶 子

小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

岡 野 真 之

三 森 健 司

堀 尾 拓 未

金 川 素 大

外

目 次

第1	はじめに	4
第2	財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること..	4
1	総論	4
2	被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要	12
3	賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること	12
(1)	本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、損害の費目にかかわらず弁済の充当が認められるべきであること	13
(2)	被侵害利益が精神的損害と財産的損害とで共通している以上、損害の費目にかかわらず弁済の充当が認められるべきであること	13
(3)	当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること	15
(4)	費目間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと	22
(5)	同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること	22
(6)	小括	24
第3	世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での弁済の相互充当が認められるべきであること	24
1	はじめに	24
2	世帯内での弁済の相互充当が認められるべきであること	25
(1)	受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること	25
(2)	損害額が世帯全体の損害として算定されていること	26
(3)	世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと	29

(4) 出捐の受益者が不可分であること	32
(5) 裁判例等の考え方	34
3 世帯内での弁済の相互充当の方法	37
4 小括	38
第4 近時の裁判例	39
1 近時の裁判例の判断枠組みによれば少なくとも一部の支払について精算合意に基づき損害額の控除あるいは弁済の抗弁が認められること	39
2 福島地判令和5年3月14日（乙B200〔集団小高一審判決〕）	39
3 名古屋高判令和5年11月22日（乙B201〔集団名古屋控訴審判決〕） ...	40
第5 結語	41

第1 はじめに

本件訴訟において、原告らは、既払金によっては損害の填補として不足があるとしてさらなる損害賠償金の支払を求めている。この点、被告は原告らを含む被災者に対し、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき訴訟外において賠償を実施しているところ、中間指針等が想定していないような損害の発生が原告ら各自の個別事情に基づいて主張・立証されない限りは自主賠償基準による額を超える損害が認められないことについては、すでに別途主張しているとおりである。

本件訴訟においては、現段階で原告ら各自の個別事情は明らかとなっていないが、今後、原告らから個別事情に基づく主張・立証が補充され、その結果として仮に被告の自主賠償基準を超える水準の損害が認められた場合であっても、それらの損害に対しては、被告から原告らに対して支払済みの既払金について弁済の抗弁が成立する。本準備書面は、現時点までにおける原告らに対する賠償状況に基づき、被告の弁済の抗弁に関する総論を主張するものである。

また、被告は、本書面で明らかにする弁済の抗弁の主張を前提として、被告の原告らに対する既払金を記載した世帯ごとの賠償実績表（本件事故当時に原告らと同居していた訴外の世帯構成員に対する支払を含む。）を乙C0第2号証として提出し、各原告に対して主張する具体的な弁済の抗弁の金額を明らかにする。

第2 財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること

1 総論

本件訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害の賠償等を求めているが、そもそも、本件事故による損害については、その損害の内容が精神的損害及び財産的損害であるかの別を問わず、実体法上の請求権としては、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、両損害の賠償を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物の個数としても1個である（最高裁昭和48年

4月5日判決・民集27巻3号419頁〔以下「昭和48年判決」という。〕¹

²。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。そもそも精神的損害と財産的損害は相互に厳密な区別をすることが困難であって、相互の流動性も認められるものであり、そのことも、精神的損害と財産的損害との別を問わず実体法上の請求権としては1個であることの根拠であるといえる³。

¹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するからそれぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

² この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B194・2～3頁）。

「財産的損害（積極損害と消極損害）と精神的損害（非財産的損害）というのは不法行為による権利侵害を金銭的に評価するための損害項目であり、実体法上の請求権としては、民法709条等に基づいて一定の権利侵害に対して認められるひとつの請求権が存在するにすぎないという実体法上の理解である。こうした「請求権」をめぐる問題としては、実体法上の請求権競合をめぐる問題、手続法上の訴訟物をめぐる問題があるが、いずれの場面においても、特定の権利侵害による不法行為については、ひとつの請求権が観念され、それを前提として議論がなされてきた（四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為 中・下巻）』（青林書院、昭和60年）656頁以下等）。また、判例においても、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個」とされている（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）。」

³ この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B194・3～4頁）。

「このように不法行為による損害賠償請求権はひとつであるという理解については、上述のように現在の判例・通説において実体法上の請求権としてはひとつとされているというだけでなく、まさしくそうした理解を実質的に支えるものとして、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別は厳密に確立したものではなく、両者の境界は必ずしも明確ではなく、また、相互の流動性も認められるという点についても補足しておくことにしたい。

なるほど、定型的な処理が確立している交通事故における死傷損害の損害額算定などにおいては、財産的損害としての入院費用、治療費、介護費用等の積極損害、消極損害（逸失利益）、精神的損害（非財産的損害）としての慰謝料という区分けがなされ、それぞれについての算定の方法がほぼ確立しており、それらの損害項目はそれぞれ独立のものとして機能し、位置づけられているような印象も与える。しかし、こうした扱いが一定の領域において確立しているとしても、それはあくまで限定的な場面で慣習的に確立し、そうした運用が一般化

なお、本件訴訟による原子力損害を求める訴訟において、財産的損害も含めて請求権が1個であることを言明した控訴審判決として、東京高判令和3年2月19日がある（原審：千葉地判平成29年9月22日）。）。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見執筆部分〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の評価・算定は財産的損害と一体的になされるべきとの考え方に基づくものであり、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反対に、財産的損害に対する賠償が十分である場合においても、そのことが慰謝料の算定に当たって考慮される必要がある（乙B194・2～5頁）

⁴。

しているにすぎず、財産的損害についての賠償請求権と精神的損害（非財産的損害）についての賠償請求権が別個のものであるという実体法上の理解を基礎づけるようなものではない。財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の区別が必ずしも明確ではないということについては、いくつもの例に則して考えることができるだろう。

たとえば、法人が被害者となる名誉毀損においては、現在の実務において、慰謝料の賠償が認められているが、こうした法人の名誉毀損においては、当然のことながら、法人に精神的苦痛という意味での精神的損害が観念できるわけではなく、また、実際にも営業損害といったそれ自体としては財産的損害と位置づけられるものの区別は困難である。こうした法人の慰謝料については、非財産的損害として財産的に損害を算定できないということによって、その位置づけが与えられているだけであるという説明もなされているが（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔有斐閣、平成29年〕876頁〔窪田充見〕。四宮・前掲書593頁は、「この非財産的損害の中には、（イ）慰謝料の対象とされる精神的・肉体的苦痛のほかに、（ロ）それらとは異質の無形の損害も、含まれている」とする）、こうした理解は、まさしく財産的損害と非財産的損害という区別が、実体法上、性格の異なるものとして截然と区別されて位置づけられているわけではないということを端的に示すものであろう。」

⁴ この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B194・4～5頁）。

「また、慰謝料についてはさまざまな機能があることが指摘されている。この中、慰謝料の制裁的機能については争いがあるものの、慰謝料が有する補完的機能や調整的機能についてはほぼ争いなく認められている（慰謝料の機能については、前掲・新注釈民法880頁）。す

判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、かかる説示は「他に財産上の請求があるか否か」が慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるとするものであって、財産的損害と慰謝料を1つの請求権と捉えることを前提としている。

この点、とくに本件事故によって「生活の基盤」なるものが失われたことに基づく損害賠償請求において、財産的損害と精神的損害との区別が困難かつ不適切であることについては、窪田充見教授の意見書において下記のような見解が述べ

なわち、従前の手法を使って財産的損害を算定する場合に、そこで得られる結論が実質的にも妥当性を欠くと考えられるような場合（たとえば、同一事故によって同年齢で、同じ学校に通う男女が死亡した場合、平均賃金センサスを単純に当てはめると、男女間の逸失利益に看過できない相違が生じることになる）、慰謝料額の増減を通じた調整により、そうした問題状況を緩和するということについては、学者の見解においても、広く認められているものである。ここでは、まさしく財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の相互の流動性が認められると言えるだろう。

さらに、一流のスポーツ選手が不法行為によってプレイすることができなくなった場合、あるいは、一流の音楽家が不法行為によって演奏することができなくなったという場合についても、そこでの損害賠償を厳格に財産的損害と精神的損害（非財産的損害）を峻別して考えることはおよそ不可能であろう。なお、こうした場面において財産的損害と精神的損害の区別が貫徹できないことについては、比較法的にも広く共有されている。一例として、ドイツでは、財産的損害を確実に突き止めることができず、財産的損害と非財産的損害の間にあるような損害が被害者に生じる場合—例えば事故によって結婚の見込みやヘリコプター・パイロットとしての職業としての望みがなくなった場合—において、判例は、非財産的損害の賠償の領域で賠償を与えようとする試みを行っている（エルヴィン・ドイチュ＝ハンス・ユージェン・アーレンス〔浦川道太郎訳〕『ドイツ不法行為法』〔日本評論社、平成20年〕296頁）。もちろん、その場合でも、訴訟において、最終的な損害額として財産的損害と精神的損害（非財産的損害）に分けて、その金額が示されているという状況はあり得るかもしれない。しかし、それは従来の計算方法に乘せるための単なる形式的な説明であり、実質的にそうした区別を正当化するような理論的な説明を見出すことは困難だろう。」

られているとおりである（乙B194・5～6頁）。

「財産的損害と精神的損害(非財産的損害)の区別が困難であるという状況は、本件事故によって避難を強いられたとする原告の損害賠償請求のように、「生活の基盤」等といったものが失われたことに基づく損害賠償については、より端的に当てはまる。

すなわち、こうした法律構成は、民法709条の要件に即せば、「生活の基盤」が失われたという権利侵害（「生活の基盤」の侵害）を観念しているものと思われるが、そうした権利侵害によって生じるさまざまな不利益の中には、財産的損害として評価され得るようなもの（「生活の基盤」が失われたことによって新たな生活をしていくために必要となった費用等）もあれば、精神的損害（非財産的損害）として評価され得るようなもの（「生活の基盤」が失われたことによって友人や同僚との交流が失われたことによる精神的苦痛等）も考えられるのであり、それが慰謝料という形でのみ請求されているとしても、あくまで精神的損害（非財産的損害）のみが問題とされ、財産的損害はそこに含まれないということを当然に意味するものではないのである。

もちろん、こうしたアプローチには、重要かつ実践的な意義が認められると考えられる。すなわち、従来の損害額の算定手法、特に、損害を費目に細分化して各費目における損害額を積み上げるという交通事故における損害賠償額の算定手法を、本件事故による損害の算定の方法として用いた場合、本件事故によって住民に生じた被害は非常に多様な内容を含むものであるため、場合によって裁判所による費目の設定の仕方などにより、本来算定されるべきであるにもかかわらずいずれの費目にも含まれずに損害の算定から抜け落ちるものや、逆に複数の費目に重複して評価されるものが生じる可能性があることが考えられる。そうした点で、「生活の基盤」が失われたといったより抽象的な権利侵害を観念し、それを適切に反映した包括的な損害賠償を考えるというアプローチには、本件事故による損害を過不足なく把握するという独自の意義があるも

のと思われる。その場合、本件事故の被害者に生じた損害を個別の財産的損害の項目に分割して算定しないという点で、そうした権利侵害に対する損害賠償請求は、包括的な慰謝料請求権として観念されることになる。しかしながら、繰り返しになるが、この場合の慰謝料請求権は、財産的損害と切り離され、それとは峻別された精神的損害についての慰謝料請求権なのではなく、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の両方を含む（あるいは、「財産的損害と精神的損害（非財産的損害）を区別しない」という方がより適切かもしれない）ものとしての慰謝料請求権だと考えられるのである。」

以上により、原告らが精神的損害の賠償等を請求している本件訴訟においては、原告らは本件事故による前記1個の損害賠償請求権のうち、任意の範囲で明示的な一部請求を行っているものと理解される。

そして、かかる一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、通常であれば、まずは各原告が被った財産的損害・精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するというのが判例通説である（いわゆる「外側説」。前掲昭和48年判決、前掲平成6年判決）⁵。

⁵ この点について、伊藤眞名誉教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B158・9～10頁）。

「一部請求に対する抗弁として、被告の側から弁済や相殺の主張がなされ、弁済の事実や自働債権の存在および相殺適状が認められるときに、その効果を訴訟物たる一部請求との関係で判断するか（いわゆる内側説）、残部も含めた請求権全体との関係で判断した上で、残存すると認められる全額の範囲内で一部請求の成否を判断するか（いわゆる外側説）の2つの考え方が存在する。

弁済や相殺の抗弁が原告の請求、すなわち訴訟物に対する防御方法であることを考えれば、内側説をとるべきであるにもかかわらず、なお外側説が有力であるのは、一部請求を行う根拠となっている原告の利益を優先させるためである。1個の訴訟物である以上、全部請求の形で訴えを提起するのが本来であるにもかかわらず、一部請求の法理は、いわゆる試験訴訟

この点、本件事故による損害の賠償を求める訴訟においても上記のようないわゆる外側説に基づく弁済充当がなされることとなるが、とくに、「生活の基盤」等といったものが失われたことによる「慰謝料請求権」の賠償額算定において、すでに支払われている財産的損害についての賠償が考慮されるのは当然である。

的な原告の利益を優先させ、少なくとも当該一部について勝訴の見込みが立った段階で請求を拡張するとか、いったん仮執行宣言付き終局判決や勝訴確定判決をえて一部についての満足を与えた後に後訴を提起するなどの選択を許すためのものであり、先に述べたように、その限りでは被告の二重の応訴の負担や審理の重複などの不利益を甘受させるものである。

しかし、内側説を適用すれば、請求権全体をみれば請求が認容される可能性が残されているにもかかわらず、一部請求の全部または一部が棄却される結果となる。これは、少なくとも一部については勝訴したいという原告の意思に反する結果であり、また処分権主義を根拠としてその意思を尊重し、一部請求の適法性を認める判例法理と調和しないというべきである。

外側説を採用した最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである。」と判示するのは、このような考え方を明らかにしたものと理解すべきである。

もっとも、たとえば、1000の債権のうち200部分について一部請求がされ、被告が1000の反対債権をもって相殺の抗弁を提出したところ、裁判所が一部請求の基礎たる1000の債権の存在、相殺の自働債権のうち900の存在を認め、外側説を適用の結果、200の一部請求について、100の支払を命じる一部認容判決をなし、それが確定した場合でも、民事訴訟法114条2項にもとづく既判力が生じるのは、訴訟物たる200部分について100の存在および100の不存在、相殺の自働債権のうち200の不存在にとどまる。いいかえれば、訴訟物たる200部分を超える原告の債権800、相殺の自働債権のうち不存在とされた100と相殺によって消滅した100を合わせた200を超える被告の債権800の不存在については既判力が及ばない。しかし、原告については、先に引用した最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁が説く信義則による制限が妥当し、被告についても、判決理由中で相殺によって消滅したと判断された800部分を再度訴求することは、信義則による制限を受けることとなる。

以上は、相殺の抗弁についての規律であるが、弁済の抗弁についても、基本的な考え方に変わるところはない。上記の例でいえば、被告が1000の弁済の抗弁を提出したときに、弁済額が900にとどまると裁判所が判断したときには、一部請求の基礎たる債権全額1000のうち900が弁済によって消滅したとの判断を基礎として、一部請求について100の支払を命じる一部認容判決をする。もっとも、相殺の抗弁の場合と異なって、民事訴訟法114条2項は適用されないから、確定判決の既判力は、訴訟物たる200部分のうち100の存在および100の不存在にとどまるが、一部請求の基礎たる債権全額のうち残額たる800の支払を請求する後訴が信義則による遮断の対象となり得ることは、相殺の抗弁の場合と同様である。」

すなわち、「慰謝料請求権」は、財産的損害と截然と峻別されない以上、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の双方を含む1個の包括的な請求権に係る損害の全体を算定した上で、そこから当該1個の請求権に対する弁済総額を控除して未払いの金額を算定することになる⁶。

したがって、かかる判例通説に照らせば、本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で（この点についての主張立証責任は原告らの側にある。）、そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断するというのが本来あ

⁶ この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B194・8～9頁）。

「まず、財産的損害と非財産的損害が損害項目としては区別されとしても、そこでの損害賠償請求権は実体法上ひとつだけであるという立場を前提とする場合、全体として、ひとつの損害賠償請求権の額が算定され、そこからすでに支払われた賠償額を控除するという方法で未払いの賠償額が算定されるということになるというのが一貫する説明である。

もっとも、通常の多くの場面、たとえば積極損害、消極損害（逸失利益）、慰謝料といった損害項目に即して算定することが実務上確立している交通事故のような場面（上記のスポーツ選手や音楽家の例のように、そうした処理を修正する特段の事情が存在しない場面）においては、こうした全体としての計算と控除というしくみが強く意識されることはないだろう。そこでは、介護費用等の積極損害、逸失利益がそれぞれ計算され、また、負傷や死亡に伴う慰謝料が財産的損害とは切り離されて計算されるからである。こうした場面では慰謝料額の算定において財産的損害が考慮されるのは、適切に計算された額以上の財産的損害の賠償がすでになされているといったごく例外的な状況や、上述のような慰謝料の補完的機能・調整的機能が問題となる場面に限定されるだろう。

他方、本件において「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権は、そもそも財産的損害と峻別される精神的損害（非財産的損害）の賠償請求権ではなく（四宮・前掲書593頁の「慰謝料の対象とされる精神的・肉体的苦痛」に限定されるものではなく）、財産的損害と評価され得るものも含む不利益についての包括的な請求権であると考えられる（あえて財産的損害と非財産的損害を区別しないでひとつの包括的な損害賠償請求権として主張されているものと理解される）。したがって、そうした意味での「慰謝料請求権」の賠償額算定において、すでに支払われている財産的損害についての賠償が考慮されるのは当然であると考えられるし、この場合、「慰謝料請求権」は、財産的損害と截然と峻別されない以上、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の双方を含む1個の包括的な請求権に係る損害の全体を算定した上で、そこから当該1個の請求権に対する弁済総額を控除して未払いの金額を算定することになるというべきである。」

るべき取扱いである⁷。

なお、交通事故における入通院慰謝料や後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益等の各損害項目のように、単一の訴訟物の中に性質を異にする損害項目が複数含まれている場合においても、自賠責保険金のように法令で充当先が人身傷害に限定されているような場合を除き、任意の弁済金について損害項目ごとに充当関係が判断されるという取扱いが当然に採用されている事実はない。任意の弁済金については、あくまで前掲昭和48年判決が示した訴訟物1個説及び外側説に従い、その費目を問わず全損害額に充当するというのが実務上の運用であり、費目間の弁済の融通を認めない判決は最高裁の判例違反となる。

2 被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要

被告は、精神的損害に関し、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき、区域ごとに設定した一律の金額の賠償を実施し、又は実施予定である。本件訴訟の原告らに関していうと、被告は中間指針第五次追補（乙B185）を踏まえた自主賠償基準に基づき、帰還困難区域につき各自1580万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域につき各自1130万円、旧緊急時避難準備区域につき各自230万円を支払うこととしている。

以上の慰謝料の賠償額とは別に、被告は、原告らに対し、財産的損害について十分な額の賠償を行っている（財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C0第2号証のとおり。なお、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細については、準備書面（8）及び準備書面（9）において主張のとおりである。）。

3 賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること

⁷ 本件と同種の集団訴訟である京都地裁平成30年3月15日判決（乙B195）や札幌地裁令和2年3月10日判決（乙B196）などでは、原告らの被った財産的損害・精神的損害の合計額から、既払金全額を控除した残額が原告の一部請求額を上回っているか否かによって請求の当否が判断されている。

- (1) 本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、損害の費目にかかわらず弁済の充当が認められるべきであること

前記1のとおり、本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（前掲昭和48年判決に係る最高裁判所判例解説〔最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）〕458頁）。その意味で、被告による裁判外の賠償における名目上の区別は、結局のところ損害総額を算出するための単なる計算要素に過ぎない。

このように本件事故という一つの不法行為により発生した精神的損害と財産的損害に係る損害賠償請求権が実体法上一個の請求権であり、原告らも精神的損害の評価根拠事実として避難に伴う費用負担増その他の財産的損害（例えば、自家消費野菜や近隣からのお裾分け等を得られずに生活費の支出が増えたこと、通勤等に要するガソリン代の支出が増えたこと、職業を喪失したことにより経済的に困窮したこと等）を主張していることにも照らせば、本件訴訟における原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告における適切な防御権の行使であり、そうすることは当然に許されるというべきである。

- (2) 被侵害利益が精神的損害と財産的損害とで共通している以上、損害の費目にかかわらず弁済の充当が認められるべきであること

前記(1)で述べたとおり、本件訴訟の訴訟物は、本来同一の損害賠償請求権を構成する財産的損害及び精神的損害に係る請求権のうち、原告らが任意に選択した一部の請求権である。したがって、原告らの請求の当否の判断にあたっては、本件訴訟において一部請求の対象とされている費目に留まらず、被告による財産

的損害名目での賠償金を含めた全既払金による損害の填補状況を踏まえ、全体的な額として、被侵害利益とされる平穏な生活を享受する利益の侵害に対する慰謝として十分であるか否か（平穏な生活の回復に十分であるか、あるいは、平穏な生活を回復し得ない部分の慰謝として十分であるか否か）が検討されるべきこととなる。

そして、本件訴訟によって原告らに生じた損害として把握される被害の内容としては、本件訴訟によって避難を余儀なくされたことにより本件事故前に有していた生活基盤から一定期間隔絶されたという事象に起因して、財産的損害及び精神的損害が発生したものである。すなわち、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害とでは、損害発生的基础となっている被侵害利益が共通しているのであって、そうである以上は、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきである。

例えば、中間指針第四次追補（乙B9）を踏まえて行っている住居確保費用の賠償は、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うものであり、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという前掲判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から財物の時価賠償を超えて支払いを行っているものである。かかる住居確保費用の賠償は、財産的損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払と評価されるべきものである。このように、住居確保費用の賠償によっても原告らの主張する精神的損害が填補されているにもかかわらず、原告らがそれを一切度外視して慰謝料額が不足すると主張しているのは明らかに不合理である。

以上のような住居確保費用の例に限らず、被告が原告らに対し慰謝料以外の財産的損害の名目で支払っている賠償金は、その名目にかかわらず内実としては原

告らの平穏な生活の回復に向けられたものである（財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C0第2号証のとおり。なお、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細に関しては、準備書面（8）及び準備書面（9）における主張のとおりである。）。

このような観点からも、財産的損害であると精神的損害であるとを問わず、賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきである。

（3）当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること

前述したとおり、確立された判例法理に従うと、本件訴訟においては、まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金を充当する取扱いをすべきこととなるが、このような取扱いは当事者の合理的意思にも合致するものである。

すなわち、原子力損害賠償紛争審査会は、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想される中、中間指針等は「被害者を迅速、公平かつ適正に救済する」ため、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」として（平成23年8月5日に公表された中間指針〔乙B5〕「はじめに」）、中間指針に続いて、同年12月6日に中間指針第一次追補（乙B6「自主的避難等に係る損害について」）、同24年3月16日に中間指針第二次追補（乙B7「政府による避難区域等の見直し等に係る損害について」）、同25年1月30日に中間指針第三次追補（乙B8「農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について」）、同年12月26日に中間指針第四次追補（乙B9「避難指示の長期化等に係る損害について」）、令和4年12月20日に中間指針第五次追補（乙B185「集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて」）を順次提示している。

このように中間指針等が順次提示されたことを受け、被告はこれら中間指針等

を踏まえ、多岐にわたる賠償項目について自主賠償基準を順次策定し公表の上、請求を受け付け、賠償を実施し、又は実施予定である。

具体的には、主として直接請求手続を通じ、精神的損害（避難生活に伴う精神的損害、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、要介護者等への増額分等を含む）のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入り・検査受診等に伴う移動費用、就労不能損害・営業損害、避難指示解除後の早期帰還に伴う追加的費用、生命・身体的損害、財物（宅地・建物・借地権、田畑、立木等）、住居確保費用、住宅等の補修・清掃費用、家財（一般家財のほか、仏壇等）、墓石等の修理・移転に要した費用、自動車、償却資産・棚卸資産、自主的除染に係る費用等について、極めて多岐にわたる項目ごとに自主賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく賠償を行っているものである。

また、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、被告の自主賠償基準に含まれる賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく、被害を類型的に把握し賠償額を算定する方式が採られているものも多く（世帯構成及び構成員の人数により算定される家財賠償、「通院交通費等の生活費の増加分」や「実費（避難・帰宅等にかかる費用相当額）」との名目での包括的賠償、旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する「精神的損害（学童）」の一律賠償等）、住居確保費用の賠償のように、その名称を一瞥したところでは財物に係る賠償であるかのようにみえるものの、実際には元の住居の時価相当額とは別途に、新たな住居における平穏な生活の回復のために賠償される費用などもあり、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

加えて、被告の訴訟外における賠償手続に関しては、賠償金の支払いに際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、下記アで詳述するとおり、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、実際にも過不足を調整する運用がなされている。また、下記イで詳述するとおり、ある名目の損害に関し特定の期間を対象とする賠償金を請求・受領した後であっても、同一の

名目・期間を対象とする追加請求が可能な仕組みとなっているほか、過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされている。

これらを踏まえると、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定するという意思を当事者双方が有しておらず、確定効・不可争効のある合意が成立していないことは自明である。

このように、賠償項目の名称は必ずしも損害の内容と対応しているものではなく、これらの賠償項目のもとでの支払は特定の損害項目に限ることなく本件事故から生じた損害一般をカバーする趣旨で支払われ、受領側もそのような意図で受け取っているものである。そのような賠償方式が（一部なりとも）取り入れられていることから、少なくとも当該請求・支払時点の当事者の認識としては、賠償項目ごとにその損害を確定する趣旨でないことは明らかである。

このような請求・賠償の方式やその実情に鑑みると、当事者の合理的意思としては、名目が付されている賠償項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというのではなく、当事者間においては、請求権の一部についての暫定的な弁済を行いそれを受領する旨の合意がなされているにとどまる。すなわち特定の項目に対するものとして賠償されてはいても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったことが明らかである。他方、請求項目ごとにみると実損害を超える支払が生じていることが判明した場合に、他の項目への充当をすることなく項目ごとに精算・返金を行うことは迂遠であり、当事者がそのような意思で請求・賠償を行っているものでないことは明白である。

ア 請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、賠償金の精算の余地が留保されていること

直接請求手続において、被告が賠償金の請求に応じて請求者への支払に至った後、その前提となった事実関係・申告内容が事実と異なっていることが判明した場合には、賠償金の返還等による精算がなされるべきことは当然である。
この点、例えば直接請求手続を通じた住居確保費用の賠償に際し、請求者は、

下記画像のように「本確認事項の記載内容に同意するとともに、事実と相違ないことを確認したうえで賠償を請求します」とした上で、「事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含め精算されること」について明示的に合意をしている。

5 確認事項

請求者は、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対し、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する賠償のうち、下記1.に定める損害にかかる賠償(以下「本件賠償」という)について、本確認事項の記載内容に同意するとともに、事実と相違ないことを確認したうえで賠償を請求します。
なお、事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含め精算されることについて同意します。

【本件訴訟の原告ら世帯による「確認事項」の例(乙C31第49号証の1・5頁)】

また、被告の作成にかかる「準備書面(3)(直接請求手続を通じた賠償の実施過程について)」において述べたとおり、直接請求手続を通じた請求を行うに際し、請求者(世帯代表者、世帯構成員)は下記のような「同意書」「委任書」に同意をしている(当該書式に記入・押印の上返送されることが賠償金支払の条件となっている。)。

【図1】(乙C31第6号証の1・2頁)

A1	東京電力株式会社 宛	
	同意書(提出用)	
ご記入日	平成 23 年 11 月 24 日	
本同意書は複写式となっておりますので、ボールペンなどで強くご記入いただき、2枚目をお手もとに保管してください。 代表請求者及び各委任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。 - 各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する補償について、東京電力との間における請求、補償金額の合意及び受領に関する一切の権限を代表請求者に委任し、代表請求者はこれを受任すること。 - 代表請求者及び各委任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、補償を請求すること。 - 個人に対して既に支払われた仮払補償金については、代表請求者及び委任者が本同意書提出以降に東京電力がお支払いする補償金額(以下「補償金額」という)から控除されること - 世帯に対して既に支払われた仮払補償金については、東京電力が代表請求者及び各委任者にお支払いする補償金額合計から控除されること - 東京電力より支払われた仮払補償金と補償金の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること。 - 東京電力に対し補償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、本件事故による損害であること - 本同意書並びに提出する本件事故に係る損害の請求書及び証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくこと - 本件事故に関する補償に関して、補償金のお支払いに必要な限度で金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただきますこと 以上		

【図2】 (乙C13第4号証の1・1頁)

I	東京電力株式会社 宛	
	委任書(重要事項のご確認) —ご提出用—	
ご記入日	平成 25 年 2 月 7 日	
本委任書は複写式となっておりますので、ボールペンで強くご記入いただき、控え(2枚目)をお手もとに保管してください。 代表者(代表請求者 兼 代表受領者)および各委任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。 - 各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意および受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。 - 代表者および各委任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、賠償を請求いたします。 - 個人に対して既に支払われた仮払補償金については、代表者および委任者が本委任書提出以降に東京電力がお支払いする賠償金額(以下「賠償金額」という)から控除されること - 世帯に対してすでに支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者および各委任者にお支払いする賠償金額合計から控除されること - 東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること - 東京電力に対し賠償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、「本件事故」による損害であること - 本委任書並びに提出する「本件事故」にかかる損害の請求書および証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合はこれに応じていただくこと 「本件事故」に関する賠償に関して、賠償金のお支払いに必要な限度で金融機関その他必要な第三者に東京電力が提供・開示させていただきますこと 以上		

「同意書」ないし「委任書」には、「東京電力より支払われた仮払補償金と補償金(引用者注: 上掲【図2】の「委任書」においては「賠償金」)の合計金額が最終的な補償金額(引用者注: 上掲【図2】の「委任書」においては「賠償金額」)との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」

との記載がある（それぞれの条項2（3））。

したがって、直接請求手続を通じた賠償においては、賠償実施の便宜上、特定の賠償項目ごとに請求と支払がなされるものの、個々の賠償項目のもとの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、過不足が調整される余地を留保の上で、確定効・不可争効のない合意に基づく支払がなされているにすぎない。

なお、仮に確定効・不可争効のある合意が成立していたとすれば、それは財産的損害に対する賠償に限るものではなく慰謝料についても同様である（精神的損害とそれ以外とで異なる内容の合意がなされているという事実はなく、原告らからもそのような主張はなされていない。）。原告らは、訴訟外において精神的損害の賠償金を受領しておきながら、本件訴訟を提起し改めて精神的損害の賠償を求めているが、そのような原告らの行為は、訴訟外での賠償において確定効・不可争効のある合意が成立していないことを前提とするものである。

また、上述のとおり、直接請求手続においては賠償金の「過」「不足」の調整の余地が留保されているのであって、「不足」のみの調整が予定されているものではないから、増額を前提とした最低限の賠償として（すなわち本来支払われるべき額を超える賠償金であっても精算はされず不足があった場合のみ追加の賠償がなされるものとして）支払われているものでもない。したがって、「不足」があるとして本件訴訟が提起されている以上、「過」剰な支払の有無や額についても原告らの請求の当否の検討に際し斟酌されるべきこととなる。これらの点からも、訴訟外での賠償に関し確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないことは明らかである。

イ 実際にも、合意された項目であっても追加の請求は可能であるほか、過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること

a 同じ賠償項目について追加の賠償がなされる仕組みとなっていること

直接請求手続においては、上述のように、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されず、賠償金の総額にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、下掲Q & A等のとおり、ある名目の損害に関し特定の期間を対象とする賠償金を請求・受領した後であっても、同一の名目・期間を対象とする追加請求が可能な仕組みとなっている。

Q24 「合意書」を見ると、「就労不能損害」以外については追加請求をできないように読めるが、どうなのか。

A24 「就労不能損害」に限らず、「合意書」にご署名いただき、合意に至った項目でも、やむを得ないご事情によりご請求漏れなどがあった場合には、追加請求のご相談に応じさせていただきます。

【「賠償金ご請求の解説-個人さま用（通期請求）」Q & A 4 2 頁（乙B第161号証）】

また、例えば「就労不能損害」の賠償に関し、平成24年3月1日以降を対象として運用が開始された「特別の努力」の取扱いを平成24年2月末日までの期間の賠償にも遡及的に適用し、「特別の努力」を適用した場合の賠償額と実際に支払済みの賠償額との差額を後日まとめて賠償している。

以上のような請求・賠償の方式やその実情に鑑みると、訴訟外の賠償においては、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定し不可争とする意思を当事者双方が有していないことは自明であり、当事者間においては、請求権の一部についての仮の弁済を行う意思とそれを受領する旨の合意がなされているにとどまる。

b 過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること

上述のように、直接請求手続を通じた賠償においては、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されず、賠償金の総額

にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、ある賠償項目に関し本来支払われるべき賠償額を超えた支払がなされたことが判明した場合、その後の別項目での賠償の段階で精算がなされている。

例えば、原告番号21-1に関しては、「宅地・建物・借地権」の請求書を用いて賠償を受けた宅地に係る1505万5579円について、損害額を再計算した結果、本来支払われるべき賠償額を超えた支払が判明したことから、後日、「宅地・建物・借地権」に対する支払の際に、上記金額が精算されている（乙C0第3号証の21）。

（4）費目間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと

費目を問わない弁済充当を認めないとすれば、ある損害項目について実損害を超える過剰な賠償が訴訟外でなされていたとしても、別の損害項目で請求をすれば賠償が認められることとなる。被告は迅速な被害回復の観点から、個々人に生じた実損害の額を個別に確認することなく（過剰な支払が生じる余地の大きい賠償方法を採用して）訴訟外での賠償を実施してきたものであり、その結果として実損害を超える賠償がなされている場合にまで、別の損害項目のもとでのさらなる賠償が認められるとすれば、そのような結果は明らかに妥当性を欠くこととなる。

（5）同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること

実際、本件訴訟と同種事案に関する裁判例を見ても、次に例示するとおり、前記のような弁済の抗弁の考え方が認められている。

ア 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日

本件事故に関する前掲・東京高判令和3年2月19日においては、1審被告東京電力の弁済の抗弁に関し、「同一の加害行為による財産的損害と精神

的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる。」とした上で、「本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。」と説示し、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

イ 本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日155頁(乙B196)は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「被告東電は、既に原告らの一部に対して賠償しているが、それは、本件事故により原告らに生じた財産的損害と精神的損害に対して支払われたものであり、当事者の合理的意思を解釈すると、仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払い金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

ウ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙B197）は、弁済の抗弁に関し、「……各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容する。」と説示し、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体から、被告が直接賠償手続により賠償した既払い金の全額を費目を問うことなく弁済充当している。

これらの裁判例は、いずれも原告らによる請求の立て方にかかわらず精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し、既払金全額による弁済充当を認めているものであり、このような裁判上の取扱いは、被告の前記主張に理由があることを裏付けるものである。

（6）小括

したがって、本件訴訟においては、原告らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額（ADR手続による和解を経ている場合の和解契約に基づく支払額を含む。）をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する。以上の主張を前提とした各原告の請求に対する具体的な弁済の抗弁額は乙C0第2、3号証記載のとおりである。また、原告番号ごとの弁済の抗弁に関する詳細に関し、今後、損害各論書面において主張を整理する予定である点についても、すでに述べたとおりである。

第3 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での弁済の相互充当が認められるべきであること

1 はじめに

被告は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により

発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は精神的損害・財産的損害の別を問わず、また、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

2 世帯内での弁済の相互充当が認められるべきであること

(1) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること

被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者一人一人について個別に賠償金額が計算されてはいるが、実際の支払は必ずしも被害者一人一人に対して個別に行っているものではない。

複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

すなわち、上記第2、3(3)アで述べたように、直接請求手続を通じた請求を行うに際しては、「委任書」に記載される各事項への同意がなされているところ、この「委任書」には、「各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という）による原子力損害に関する賠償について、東京電力との間における請求、賠償金額の合意及び受領に関する一切の権限を代表者に委任し、代表者はこれを受任いたします。」との条項があり（「委任書」第1項）、代表請求者（代表受領者）と委任者がそれぞれ記名押印を行っている。

その上で、請求から支払に至る具体的なプロセスとしては、世帯単位で直接請求書式を用いた請求書が作成され、これを受領した被告から世帯代表者に対し賠

償額等を記載した「合意書」を含む書類一式が交付される。この「合意書」には、世帯全体分の賠償額等が記載されており、上述のように賠償金額の合意の権限を付与されている世帯代表者が賠償金額に合意をし、これを被告に返送する。その後、世帯全体分の賠償金が世帯代表者に支払われる。

こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限を委任され世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段の支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められなければならない。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払い金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は煩瑣であって、被害者の迅速な救済という観点からは構成員同士の弁済の充当を認めることは極めて妥当なものといえる（以上、乙B194・15～16頁、乙B198・4頁、11～13頁、15頁）。

すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは原告らにとっても利点があり、このような観点からも、充当が認められるべきである（以上、乙B194・15～16頁、乙B198・4頁、11～13頁、15頁）。

（２）損害額が世帯全体の損害として算定されていること

直接請求手続においては、損害額自体が個々人ではなく世帯全体で把握・算定されている賠償項目が複数存在する。

直接請求手続を通じた賠償の具体的な内容等については被告作成にかかる「準備書面（３）（直接請求手続を通じた賠償の実施過程について）」において詳述したとおりであるが、例えば「３期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち「就労不能損害」については、本件事故前後の世帯全体の収入を比較して、世帯全体に生じた減収を填補するよう賠償額が算定される。具体的には、本件事故以前の世帯全体の収入の３か月分と、前回^８の請求対象期間である平成２３年３月から１１月まで（９か月間）の世帯全体の収入を３で除した額（本件事故後の平均世帯収入の３か月分）の差額、すなわち世帯全体の収入の減少分として、就労不能損害の賠償金額が算定される（下図）^９。

Ⅱ ご請求金額の算出(1/4)

記入例：『賠償金 ご請求書 解説と記入例(簡易請求方式)』19～20ページをご参照ください。

本書類のご説明 第2回目(平成23年9月～11月)のお支払い金額をもとに、ご請求対象期間(3ヶ月)におけるご世帯でのご請求金額の合計を賠償項目ごとに、ご算定いただく書類です。

■ ご請求金額の算出 【今回のご請求対象期間】平成23年12月 1日～平成24年 2月29日

ご請求対象期間(3ヶ月)の状況に応じて、賠償項目ごとに以下のいずれかにチェック☑を入れてご請求金額をご算定ください。また、「実費」および「その他」の賠償項目のご請求金額のご算定にあたっては、記入例：『賠償金 ご請求書 解説と記入例』33～34ページの「Ⅲ ご請求金額の算出の控え(計算メモ)」にて試算いただいたうえで、チェック☑をご記入ください。必要に応じて再枠 の記入欄に該当する金額をご記入ください。

賠償項目	ご請求対象期間の状況	ご請求金額
☒ 避難生活等による精神的損害 前回実績：900,000 円	☒ 1 前回最終月と同様の避難形態	○ 900,000 円
	☐ 2 前回最終月と異なる避難形態 ⇒4ページの「Ⅲ 避難生活等による精神的損害の内訳」の合計をご記入ください。	4ページ①より転記 円
☒ 就労不能損害 事故以前の収入(3ヶ月分)：702,000 円 前回の収入(3ヶ月分)：410,432 円	☒ 1 前回と同程度の収入	○ 291,568 円
	☐ 2 前回より収入の増減があった 事故以前の収入(3ヶ月分) 702,000 円 - 今回の収入(3ヶ月分) ※1 円 = 円	① 円
	☐ 3 事故以前以上の収入	0 円

⁸ 「直接賠償（第1・2期）」による請求。

⁹ なお、「３期簡易」の直接請求書式においては、本文掲載の図のように「ご世帯でのご請求金額の合計」として就労不能損害の算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに「事故以前の収入」「前回の収入」に基づき「請求金額」を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていない。

【本件訴訟の原告ら世帯の例（乙C31第8号証の1・5頁）】

同じく「3期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち、「実費」¹⁰についても、前回の請求で支払われた実績（世帯単位での賠償合計額）を基礎にその100%、75%、50%及び25%に相当する金額を請求者が選択して請求できるように請求書が作成されている¹¹。

実費 ☐ 避難・帰宅費用 ☐ 一時立入費用 ☐ 生命・身体的損害 ☐ 検査費用（人） ☐ 検査費用（物） 前回実績： 120,000 円 1万円未満切り上げ	☐ 1	前回より支出が増加した ⇒証明書類が必要となります。5ページの「 2 実費の内訳」の合計をご記入ください。	120,000 円超	5ページ 2 より転記 円
	☒ 2	前回と同程度の支出金額 (90,000 円超～ 120,000 円以下)		♡ 120,000 円
	☐ 3	支出金額が 60,000 円超～ 90,000 円以下		90,000 円
	☐ 4	支出金額が 30,000 円超～ 60,000 円以下		60,000 円
	☐ 5	支出金額が 30,000 円以下		30,000 円
	☐ 6	支出なし		0 円

【本件訴訟の原告らの例（乙C31第8号証の1・5頁）】

さらに、同じく「3期簡易」の請求書パックによる賠償項目のうち「その他」¹²についても、前回の請求（「直接賠償（第1・2期）」、対象期間は平成23年3月から同年11月の9か月間）における支払実績（世帯単位での賠償合計額）に基づき、当該合計額の3ヶ月分に相当する金額を万の位に切り上げたものを基準額として、その100%、75%、50%及び25%相当額を請求者が選択できるように請求書が作成されている¹³。

¹⁰ 「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「検査費用（人）」「検査費用（物）」を「実費」として一括りの上、過去の賠償実績に基づき概算で賠償を行うもの。

¹¹ 「ご世帯でのご請求金額の合計」として算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに請求金額を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていないことについては上記「就労不能損害」と同様。

¹² 他の請求項目に記入できない損害を記入し、請求を行うための項目。

¹³ 「ご世帯でのご請求金額の合計」として算定がなされることとなっており、世帯構成員ごとに請求金額を算定する方式は取られておらず、そのようなページも設けられていないことについては上記「就労不能損害」等と同様。

※2 図 その他 ※3 ※4 平均実績(3ヶ月分): 200,000 円 (第1回目+第2回目)÷3 1万円未満切り上げ	☐ 1	支出金額が 200,000 円超 ⇒証明書類が必要となります。6ページの「図その他の内訳」の合計をご記入ください。	6ページ⑥より転記 円
	☒ 2	支出金額が 150,000 円超～ 200,000 円以下	200,000 円
	☐ 3	支出金額が 100,000 円超～ 150,000 円以下	150,000 円
	☐ 4	支出金額が 50,000 円超～ 100,000 円以下	100,000 円
	☐ 5	支出金額が 50,000 円以下	50,000 円
	☐ 6	支出なし	0 円

【本件訴訟の原告ら世帯の例（乙C31第8号証の1・5頁）】

以上のような「3期簡易」における世帯単位での賠償額の算定は、「4期簡易」においても踏襲されている。

(3) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと

さらに、被告が支払う賠償金は、世帯に対する賠償であると評価の上で、世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に充当されるべきである。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にある。例えば不法行為の過失相殺（民法722条2項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失を斟酌したものがあるが（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁）、これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は1つ」）を重要な考慮要素としたものと解される¹⁴。

これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。

¹⁴ 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

この点、とくに「生活の基盤」等といったものが失われたことによる慰謝料が請求されている本件のようなケースについてみると、生計をひとつにする世帯構成員について、「生活の基盤」という権利（被侵害法益）を共有しているという側面が認められ、その場合、被侵害利益を共有している世帯構成員については、その損害の認定にあたって一体的な考察をすることが必要であり¹⁵、また、ある世

¹⁵ この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B 194・10～12頁）。

「まず、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料請求権は、すでに触れたように、財産的損害を含む包括的な損害賠償請求権として理解されるのであり、そこでは住居等、「生活の基盤」に関わる内容も含まれる。そして、そうした「生活の基盤」の中には、それぞれの原告に固有のものとして考えられる精神的損害（非財産的損害）としての固有の人間関係の喪失等のほか、それぞれの原告が別々に有しているのではなく世帯単位で成立していると考えられる「生活の基盤」も含まれるものと考えられる。したがって、アについては、生計をひとつにする世帯構成員について、「生活の基盤」という権利（被侵害法益）を共有しているという側面が認められる場面は考えられるだろう。

不法行為法における保護法益である権利や利益については、もとより個人を単位として考えるのが、近代法としての不法行為法における基本である。しかし、そのことは、一定の法益が共同生活を送っている家族などに一体として帰属しているという実態自体を否定するものではない。

また、実際の不法行為法の運用においても、こうした一体としての家族を前提としているという状況は認められる。

たとえば、判例は、いわゆる「被害者側の過失」法理において、「被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失」については、被害者の過失相殺において考慮することを認めている（最判昭和44年2月28日民集23巻2号525頁、最判昭和51年3月25日民集30巻2号160頁）。こうした被害者側の過失についても、当初は、明確に被害者側の範囲を限定していなかったが（最判昭和34年11月26日民集13巻12号1573頁）、現在の判例が、身分上、生活上の一体性を基準とする立場を示しているのは、まさしく、こうした共同体としての家族を前提として問題を把握するという視点を示しているものとも言えるだろう。もちろん、こうした「被害者側の過失」法理については、求償関係の簡略化という観点から説明される場合もあるが、その場合にも、求償関係の簡略化、すなわち特定の者についての弁済のリスクを被害者に負担させることを正当化する根拠が必要なのであり、それが身分上、生活上の一体性を通じて判断される家族の一体性なのだと考えることができるだろう（求償の簡略化というだけでは説明が十分ではないという点について、窪田充見『不法行為法』〔第2版、有斐閣、平成30年〕432頁以下）。

また、いわゆる「肩代わり損害」の賠償をめぐる、被害者の家族が治療費等を負担した場合には、誰がそうした損害賠償請求の当事者となるのかという問題がある。これについては、被害者と費用負担者との関係に応じて、それぞれの場合の法律構成をどのように考えるのかという点についての議論がある（前掲・新注釈民法473頁以下〔前田陽一〕、924頁以下〔窪

帯構成員に対してなされた「生活の基盤」が失われたことによる損害の填補が他の世帯構成員に対する填補としても機能することから、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料額の算定に当たっては、世帯単位でどのような賠償がすでになされているかが考慮されるということになる¹⁶。

田充見))。ただ、実際には、子どもが被害者である場合に、父母がその治療費を支出した場合においても、その治療費を被害者である子ども自身の損害賠償請求として認めることについては、実務においても異論がないと思われる。ここでも、一体としての家族における損害の問題として、形式的に、誰の賠償請求権として構成するかという点は重視されていないと言えるだろう。

以上のように、身分上も、生活関係上も一体性が認められる家族については、不法行為法上も一体性を認めたいうえで判断するという考え方は、現在の不法行為法においてもすでに根付いており、特に、ここで問題とされている「生活の基盤」といった法益の侵害を考える場合には、そうした視点が十分に考慮される必要がある。」

¹⁶ この点について、窪田充見教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B 194・12～13頁）。

「ある世帯構成員に対してなされた「生活の基盤が失われたこと」による損害の填補が他の世帯構成員に対する填補としても機能することから、「生活の基盤」が失われたことによる慰謝料額の算定に当たっては、世帯単位でどのような賠償がすでになされているかが考慮されるということになるものと思われる。

この点については、本書面別紙2の設例に即して、補足しておくことにしよう。すなわち、別紙2の設例で、世帯Bの世帯主以外の構成員B2～B4に対する支払額は、世帯Aの世帯主以外の構成員A2～A4に対する支払額と同様となっている。しかしながら、世帯の生活状況や世帯単位での賠償でみると、世帯Bの方が早期に移住先住居が確保され、賠償総額でみても世帯Aより高額となっている。上述のような理解に立つのであれば、「生活の基盤」の再構築による平穏な生活の回復という観点では世帯主であるA1やB1への賠償状況も勘案されてしかるべきはずである。ここで、A2～A4とB2～B4といった世帯主以外の各構成員への賠償状況を見るだけでは、そうした点が考慮されないことになるだろう。

なお、こうした点を考慮するための法律構成についても触れておく。すなわち、上述のような理解が正しいとしても、世帯Aと世帯Bの平穏な生活の回復の実態に即して、世帯主への弁済を各構成員に対する弁済として評価するために、形式的にはA1及びB1個人に対して全額が支払われている「住居確保」損害分など「生活の基盤」の再構築に向けられた弁済（の一部）をA2～A4及びB2～B4に対する弁済として充当するための法律構成が必要だと考えられるからである。形式的な問題ではあるが、これについては、次のようにいくつかの法律構成が考えられるものと思われる。

第一に、A1及びB1に対して「生活の基盤」が失われたことによる損害分についての全額の賠償がなされていることによって、すでに「生活の基盤」が失われたことによる損害については、A2～A4及びB2～B4についても填補されているという理解である。すでに言及したように、いわゆる「被害者側の過失」法理においては、「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失が賠償額を減額する上での過失相殺

したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認めることが当事者の合理的意思にも合致する（以上、乙B194・9～13頁、乙B198・4頁、11～13頁、15頁）¹⁷。

（４）出捐の受益者が不可分であること

前記のように、被告による賠償金はその性質上、世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、世帯構成員全員に共通する損害への填補を含むものであり、そのような世帯全体分の賠償金が世帯の代表者に一括して支払われているという実態にある。

翻って、そのような賠償の対象となった出捐によって利益を受けた者は誰か、

の考慮対象の範囲とされていることに照らせば、現行法の解釈としても十分に考えられ得るものであろう。

第二に、「生活の基盤」が失われたことに関する損害賠償請求権は、経済的には一体のものとして世帯構成員に帰属し、「生活の基盤」が失われたことによる損害分の一部または全部は「不真正連帯債権」になると考え、A1及びB1（又は他の世帯構成員）に弁済されれば他の世帯構成員の債権が消滅するという法律構成も考えられるものと思われる。

第三に、「生活の基盤」の再構築に向けられた弁済のうち「住居確保損害」については、（離婚や相続の場合において考えられている）住宅についての潜在的持分を観念して、「住居確保損害」分に係る請求権が分割債権として各構成員に帰属しており、それによって損害額からは控除されるという法律構成である。」

¹⁷ この点について、早川眞一郎教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B198・3～4頁）。

「ある世帯の世帯主又は他の世帯構成員に対して支払われた慰謝料は、その世帯の構成員（世帯主を含む。）の慰謝料請求権の判断に際して、次のような意味で考慮されなければならない。

すなわち、訴訟外賠償としてその世帯に支払われた慰謝料は、その世帯の個々の構成員に固有の精神的損害に対応することが明らかである部分を除いて、実質的には家庭共同体に支払われた慰謝料であると考えるのが、それによって贖われる損害の実態にも合致し、関係当事者の合理的な意思にも沿う。したがって、あらためて個々の構成員毎に慰謝料を算定し直した場合に、その世帯構成員の慰謝料の合計額がその世帯が既に受領した慰謝料合計額の範囲内に収まるのであれば、仮に個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その世帯が受領した慰謝料の家庭共同体内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、その構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に対して支払われた慰謝料の計算上の余剰分によって補填されていると考えるべきである。」

という観点から検討するに、家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や、生活費の追加的な支出など、賠償の対象とされた出捐の多くは、当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえる。

すなわち、これらの出捐によって、世帯構成員のうち誰が、いくら分の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできないのであり、出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けていることから明らかである。

また、従前の賠償実績を踏まえ将来分を含む賠償金をまとめて支払う「包括請求」においては、「避難・帰宅等にかかる費用相当額」の名目で帰還困難区域の居住者に対し94万7000円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の居住者に対し114万7000円、旧緊急時避難準備区域の居住者に対し11万7000円が一律に賠償され、原告らの多くもこれを受領している。この賠償金は、実際の損害（支出）の有無や、仮に損害が生じたとしてもそれが誰に生じたものであるかを問うことなく対象者全員に一律に支払われるが、乳幼児を始め子供については一般的に同一世帯の大人が費用を負担すること、避難・帰宅費用についても必ずしも各自がその費用を出捐するものではなく構成員の一部の者が負担することも十分想定されること等を想起すれば明らかなように、賠償の名宛人とされる世帯構成員各自に生じた損害への填補として支払われているものではなく、世帯全体の利益に資するものとして支払われていることは自明である。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらしたものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

この点からも、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合には、その超過額が他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならない。

(5) 裁判例等の考え方

ア 本件事故に関する前掲・東京高判令和3年2月19日（原審：千葉地判平成29年9月22日）

前掲・東京高判令和3年2月19日は、世帯の1人に対する既払金から同人について認定された損害額を控除した残余については、同人が属する世帯に対して支払われたものとみて、他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば1審原告番号6の世帯について、「原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、更に残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。」とし、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

イ 本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日

前掲・福岡地判令和2年6月24日（乙B197）も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払い金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は前記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償

金の超過額（合計 88 万 3 8 1 8 円）を同 4 4 の損害に充当した結果、4 名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号 5（原告番号 1 3～1 6）についても、原告番号 1 4 について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号 1 3 の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払い金を弁済充当したものであり、被告の前記主張に理由があることを裏付けるものである。

ウ 東京地判昭和 4 5 年 8 月 3 1 日判タ 2 5 4 号 1 9 7 頁

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた者の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金 5 0 万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないのである。

したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果を導く。

さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これではいかいけなしいとするといかにも形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間

の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである（乙B198・8～9頁）。

また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮している。本件訴訟においても、被告が過払いを生じている原告らに対し不当利得返還請求をしなければならぬこととするのは、紛争の一回的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間の過払い分の充当が認められるべきである。

エ 学説上の考え方

また、この点については、一般の損害賠償金の弁済の充当の処理に関しても、「訴訟の段階において認められる損害額が、賠償金の支払い当時には必ずしも確定できないことが多いから、このような原則（引用者注：損害賠償請求権が各人ごとにそれぞれ成立するという原則をいう。）をつらぬくと、賠償金の支払いをした加害者に思わぬ損害と負担をかけ、事後処理がはなはだ煩雑になることは明らかである。一方、いまだ弁済を受けていない損害賠償請求権者としても、その超過部分が実質的に自己の損害への弁済となつてさえいれば、改めてその分の支払いを受けなくとも何ら不都合は生じないはずである。」「してみると、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能を

たしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者の損害への弁済として流用し、煩瑣な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる。そこで、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしていると認められるのはいかなる場合かということであるが、それには、加害者から賠償金を受領した損害賠償請求権者とその他の損害賠償請求権者との間に、同居している親族などのように経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということを判断基準とするのが相当であると考えられる。右の両者の間に、経済的に同一体とみなすべき関係がある場合においては、その一人に対する超過支払い部分も、結局は他者の損害に対する実質的な填補として機能しているはずである。」（太田昇「弁済の充当」判例タイムズ268号178頁（乙B199））との見解が示されており、その法律構成としては、当事者の合理的意思解釈の問題であるとされつつ、「加害者から賠償金の支払いを受けた損害賠償請求権者は、その賠償金の一部につき、他の損害賠償請求権者の代理人としてこれを受領したものと解するのが、民法一〇〇条の趣旨などに照らし、相当である」とされている（同）。

3 世帯内での弁済の相互充当の方法

世帯内で弁済を相互充当する際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである¹⁸。

¹⁸ この点について、早川眞一郎教授の意見書では下記のような見解が述べられている（乙B198・4頁）。

具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

4 小括

以上より、仮に被告による既払い額を超える損害が認容される場合は、同一世帯内の構成員の中に本件訴訟の原告である者となない者がいる場合においても、訴外の世帯構成員に対する既賠償額も考慮された上で、前記のと通りの世帯内融通がなされるべきである。

その関係で原告らが所属する各世帯につき、同一世帯内で原告になっていない者について支払われた額についても（対応する損害が認められない限り）弁済の抗弁の主張を追加する。

本書面の冒頭で述べたとおり、以上の主張を前提とした各原告の請求に対する

「まず、世帯主は世帯構成員を代表する地位にあることを踏まえれば、世帯主が訴訟外賠償を受領したことが、世帯構成員につき法的効果を持つのは当然である。本件では、さらに、訴訟外賠償の多くの部分が、財産的損害についても精神的損害についても、実質的には家庭共同体に対する賠償であることに留意すべきである。すなわち、問題2に関し慰謝料について述べたことが、財産的損害についても当てはまる。また、世帯主は、世帯構成員から各構成員の損害賠償の請求と弁済金の受領の代理権も付与されているため、家庭共同体に対する賠償の性格をもたない弁済部分があるとしても、当該代理権により世帯主が他の世帯構成員のために行った損害請求と弁済受領は、他の世帯構成員に対する効果をもつ。したがって、財産的損害及び精神的損害の双方を通して、個々の構成員毎に賠償額を算定し直した場合に、その世帯構成員の賠償額の合計がその世帯が既に受領した賠償の合計額の範囲内に収まるのであれば、仮に個々の構成員毎の計算上は不足がある者がいるとしても、その世帯が受領した賠償の家庭共同体内部における具体的な配分・使途の問題として処理すべきであり、その構成員についての計算上の不足分は、他の構成員に宛てて支払われた賠償の計算上の余剰分によって補填されていると考えるべきである。」

具体的な弁済の抗弁額は、乙C0第2、3号証に記載のとおりである。

第4 近時の裁判例

- 1 近時の裁判例の判断枠組みによれば少なくとも一部の支払について精算合意に基づく損害額の控除あるいは弁済の抗弁が認められること

原告らの請求について、被告が原告らに対し実施した賠償の全額について相殺の抗弁が認められること及びその理由については上述のとおりである。他方、本件事故に関する近時の裁判例においては、上記とは異なる判断枠組みを取りつつも、精算合意に基づく損害額の控除を認め、あるいは精神的損害名目での賠償金以外の既払部分も含めて弁済の抗弁を認めたものが存在する。これらの裁判例のように解したとしても、被告が行う抗弁については少なくともその一部が認められねばならないことを主張する。

- 2 福島地判令和5年3月14日（乙B200〔集団小高一審判決〕）

本件事故に関する福島地判令和5年3月14日（乙B200）は、「原告らの中には、事実に反する申告をするなどして、自主賠償基準で補償する趣旨にも沿わず、過大に賠償金を受領している場合があることも認められ、慰謝料を増額すべきか否か、弁済の抗弁を認めるか否かは、各原告に対し訴訟外で支払われた賠償金の趣旨、内容を踏まえ、個別に判断することとする。」（判決57～58頁）と判示し、被告による弁済の抗弁を個別事情に基づいて認めた。

例えば、世帯2に係る説示は次のとおりであり、他の世帯も同様である。

「被告東電による上記8075万2440円の支払は、本来支払う必要のなかった費用を含むといわざるを得ず、少なくとも、工房棟建築工事905万5000円についてその必要性和相当性が認められない。被告東電と原告2-①は、直接請求手続において、本来支払われるべき賠償額を超えた支払があれば賠償金の返還を含め精算することを合意しているところ、請求者は世帯構成員を代表し、世帯構成員の住居を確保するために支出する費用として請求手続を行っており

（証拠略）、住居確保費用の支払は同一世帯家族の生活再建を図るものであることを踏まえれば、上記905万5000円の返還について、世帯番号2の原告ら が得られる賠償金と相殺する合意が成立していると認められる。よって、世帯番号2の原告らについて、被告東電がさらに賠償すべき損害があるとは認められない」（判決64頁）。

仮に、何らかの理由で既払額全額に対する弁済の抗弁が認められないとしても、本件事故に起因しない損害について賠償がされた場合や、実態と異なる被害状況の申告がされた場合など、自主賠償基準で補償する趣旨にも沿わず、過大に賠償金を受領している場合には、弁済の抗弁等に基づき認定額からの控除が認められるべきである。被告は、今後、原告らの個別事情に関する主張において、本裁判例の枠組みによれば控除されるべき支払がなされていること及びその根拠・金額等について、具体的に主張する予定である。

3 名古屋高判令和5年11月22日（乙B201〔集団名古屋控訴審判決〕）

本件事故に関する名古屋高判令和5年11月22日（乙B201）は、「不法行為に基づく損害賠償請求における請求権の個数に関し、同一の行為によって被害者に財物損害とそれ以外の損害が生じた場合…財物損害とそれ以外の損害（人的損害）とでは被侵害利益を異にすることが明らかであるから、財物損害の賠償請求権と財物損害以外の損害の賠償請求権は2個の異なる請求権であると解される。しかし、同一の不法行為によって被害者に財物損害以外の損害が生じ、それによって種々の項目の損害が発生した場合…それらの損害項目は、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は包括して1個である」（判決373～374頁）としたうえで、「一審原告が本件事故と相当因果関係がある避難及び避難生活をしたことに伴って、当該一審原告には、交通費や宿泊費等の避難費用、避難先での家財道具購入費等の積極的な経済的損害や、就労不能による逸失利益などの消極的な経済的損害が発生するとともに、避難及び避難生活による精神的苦痛すなわち精神的損害（慰謝料）が発生するところ、

これらはいずれも人が本件事故と相当因果関係がある避難及び避難生活をしたことに起因する人的損害であり、これらの、財物損害以外の損害を包括した1個の損害賠償請求権が発生する。」とした。そして、被告が主張した弁済の抗弁については、「一審被告東京電力のある一審原告に対する弁済の抗弁のうち、当該一審原告の財物損害¹⁹以外の損害に対する弁済として認められる額は、これを同一審原告について認められるすべての財物損害以外の損害額からこれを控除することができ、その際には、そこに含まれる個々の損害項目の別はもちろん、経済的損害と精神的損害との別も考慮しないものとするのが相当である。」（判決389頁）として、被告が同訴訟の一審原告らの本件事故と相当因果関係がある避難及び避難生活（避難継続）に伴い生じた損害について訴訟外（本賠償手続及びADR）で実施した賠償の全額について、本件事故と相当因果関係がある避難及び避難生活（避難の継続）に伴い同原告らに生じた損害から控除することを認めた。また、同原告らに生じた財物損害については、被告が財物損害に対する賠償名目で実施した賠償について弁済の抗弁を認めている（判決386頁）。

したがって、本裁判例の判断枠組みによれば、少なくとも原告らが本件事故と相当因果関係のある避難及び当該避難の継続に伴い生じた損害により被った損害については、被告が避難及び当該避難の継続に対し実施した賠償の全額について弁済の抗弁が認められねばならない。

第5 結語

被告は、原告らに対して、財産的損害・精神的損害の別を問わず、原告らの個々の事情を踏まえて既に十分な額の賠償をしている。

原告らは、こうした全体の賠償受領状況についてことさら言及することなく、

¹⁹ 「本件事故による『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用』によって、一審原告の所有する不動産又は家財道具、庭木その他の動産の財物としての価値が喪失又は低下したことによる損害」とした（判決373～374頁）

本件訴訟においては特定の費目(精神的損害)のみを取り上げて請求しているが、賠償実績で見れば原告らが既に十分な額の賠償を受けているにもかかわらず、原告らが損害項目を分断して部分的に請求することにより他の賠償状況を踏まえずに本来填補されるべき損害を超えて利益を得たり、そうした請求によって被告が一方的に不利益を被ったりするのは妥当でない。また、そうした技巧的な請求や弁済充当は、各原告がそれぞれ受領した賠償金の名目上の請求項目次第で(換言すれば、各原告が請求対象と定める費目の設定次第で)弁済充当の有無が左右されるという結果を招来しかねず、不合理である。前記のとおり原告らの原子力損害賠償請求権はもとより1個の請求権であることからすれば、財産的損害に対する賠償による損害填補の点を見捨て、精神的損害の損害額を判断することはできない。ましてや、同一の事故により生じた精神的損害を「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難継続慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」とに区別し、それぞれ別個の慰謝料請求権が発生するように主張し、「避難を余儀なくされた慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」について既払額の充当を認めない原告らの主張は、前述の判例法理に明確に反するものであって、誤りである。さらに、近時の裁判例が示した判断枠組みを取るとしても、被告が実施した賠償のうち相当額について、精算合意に基づく損害額の控除あるいは弁済の抗弁が認められねばならない。

貴庁におかれては、本書面で述べた既払金の取扱いに関する法律上の整理を踏まえて、弁済の抗弁の成否及びその範囲について適正なご判断を頂きたい。

以 上